

○国立大学法人筑波大学附属図書館諸料金に関する細則

〔平成16年4月1日
法人細則第4号〕

改正 平成16年法人細則第7号
平成18年法人細則第2号
平成19年法人細則第6号
平成27年法人細則第3号

国立大学法人筑波大学附属図書館諸料金に関する細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学附属図書館規則（平成16年法人規則第22号）第7条の規定に基づき、附属図書館において徴収する文献複写及び図書館資料の相互貸借に係る料金の額を定めるものとする。

(文献複写等に係る料金)

第2条 附属図書館における文献複写に係る料金の額は、次の表のとおりとする。

事 項					料金単価 (消費税込)		
文 献 複 写	電子複写方式による複写料金	白 黒	セルフサービスによる複写		1 枚	10 円	
			職員による複写	学外者	1 枚	60 円	
				学内者（国立大学法人筑波大学附属図書館利用規程（平成16年法人規程第37号）第3条第1号から第3号までに規定する者をいう。以下同じ。）		1 枚	20 円
		カ ラ ー	セルフサービスによる複写		1 枚	70 円	
			職員による複写	学外者	1 枚	120 円	
				学内者	1 枚	90 円	
		e-DDS サービスによる複写料金	職員による複写		学内者	1 枚	20 円
	マイクロリーダプリンターによる複写料金	セルフサービスによる複写			1 枚	20 円	
		職員による複写	学外者	1 枚	70 円		
学内者			1 枚	20 円			
マイクロフィッシュフィルム複製料金					1 枚	300 円	
コピーカード（セルフサービス用）					1 枚	350 円	

2 文献複写の通信運搬のための料金については、実費を徴収するものとする。

3 相互貸借に係る料金は無料とし、資料貸出に係る送料の実費を徴収するものとする。

附 則

この法人細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平 1 6 . 4 . 2 2 法人細則 7 号）

この法人細則は、平成 1 6 年 4 月 2 2 日から施行する。

附 則（平 1 8 . 3 . 9 法人細則 2 号）

この法人細則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 1 9 . 3 . 1 6 法人細則 6 号）

この法人細則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7 . 3 . 3 法人細則 3 号）

この法人細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。